

認可外保育施設等運営事業者 様

こども未来局子育て支援部事業企画課

### 保育料の無償化及び多子世帯の認可外保育施設等利用料助成金について

平素より、福岡市の保育行政にご理解とご協力を賜り、誠に有難うございます。

さて、現在、認可外保育施設等の利用者につきましては、保育を必要とする 3～5 歳児及び 0～2 歳児の住民税非課税世帯は、国の保育料無償化の対象となっております。

この度、令和 5 年 4 月から福岡市独自の制度として、福岡市内に在住の保育を必要とする第 2 子以降の 0～2 歳児(住民税課税世帯)を対象に、利用料の助成(無償化)を行うこととしましたので、お知らせいたします。

つきましては、保護者へ周知いただきますとともに助成金交付に関する手続きのご協力をお願いいたします。

#### 1 助成対象者及び助成上限額

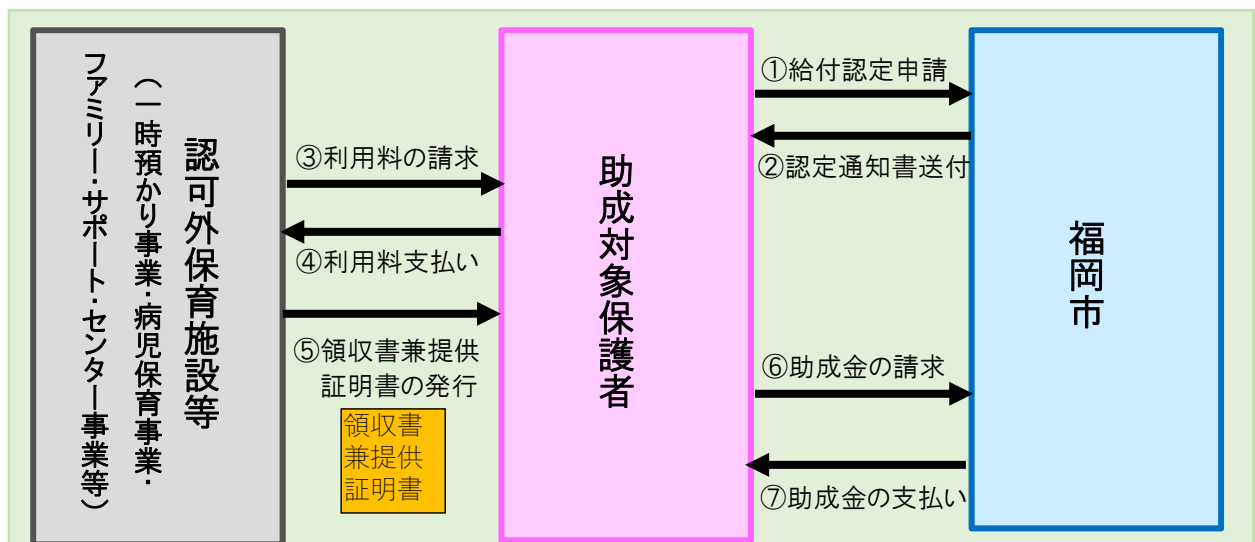
年齢区分	世帯	児童の順	助成上限額(月額)	備考
0～2 歳児	住民税課税世帯 ※福岡市在住	第 1 子	なし	助成対象外
		第 2 子以降	42,000 円	福岡市独自制度 (令和 5 年 4 月から)
	住民税非課税世帯	全て	42,000 円	国制度 (これまでと同様)
3～5 歳児	全て	全て	37,000 円	

※福岡市独自制度の対象者は、多子世帯利用給付認定を受ける必要があります。

※0～2 歳児の第 2 子以降の児童でも、住民税非課税世帯の場合は、国制度の対象となるため、福岡市独自制度の対象とはなりません。

※助成の対象は、保育料です。(食材料費、通園送迎費、行事費などは、対象外)

#### 2 福岡市独自制度の対象者が行う助成金の申請手続きの流れ



### 3 認可外保育施設等運営事業者へのお願い

#### (1) 保護者への制度の周知

保護者に対し、別紙「手続きの案内」を配付いただき、制度の周知にご協力をお願いいたします。

#### (2) 保護者への「領収書兼提供証明書」の発行

助成金は、国の無償化制度と同様、「保育の必要性の認定」を受けた児童の保護者（助成対象保護者）が認定の有効期間内に、無償化対象の認可外保育施設等を利用し、利用料を支払ったことを確認した場合に支給することとしております。

つきましては、助成対象保護者より「領収書兼提供証明書」（別紙参照）の発行を求められた場合は、発行にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

※「領収書兼提供証明書」については、国の無償化制度と福岡市独自制度（第2子以降の0～2歳児）では、様式が異なりますので、ご留意願います。

#### 【問い合わせ先】

福岡市こども未来局事業企画課

（令和5年4月からは運営支援課に変更）

担当：竹本・古賀・金屋

TEL：092-711-4114

E-mail：[jigyokikaku.CB@city.fukuoka.lg.jp](mailto:jigyokikaku.CB@city.fukuoka.lg.jp)